

14 警察・司法及び消防

1 刑法犯罪並びに特別法犯の認知・検挙件数及び検挙人員(年間)

		認知 (単位:件、人)					
年次	総数	凶悪犯	粗暴犯	窃盗犯	知能犯	その他の 刑法犯	特別法犯
平成 22	396	2	32	288	23	51	22
23	314	1	16	222	21	54	17
24	293	4	17	222	8	42	－
25	357	－	26	248	18	65	－
26	285	2	15	199	10	59	－

		検挙件数 (単位:件、人)					
年次	総数	凶悪犯	粗暴犯	窃盗犯	知能犯	その他の 刑法犯	特別法犯
平成 22	194	3	26	122	26	17	22
23	90	－	19	53	8	10	17
24	128	4	19	69	16	20	41
25	101	－	18	58	16	9	37
26	224	1	17	186	9	11	30

		検挙人員 (単位:件、人)					
年次	総数	凶悪犯	粗暴犯	窃盗犯	知能犯	その他の 刑法犯	特別法犯
平成 22	154	3	30	82	25	14	26
23	81	－	19	44	9	9	35
24	125	4	22	68	19	12	38
25	76	－	21	41	7	7	34
26	88	1	20	44	8	15	33

注) 1. 上郡町を含む。

2. 交通事故に係る業務上過失致死傷を除く。

3. 「凶悪犯」とは、殺人、強盗、放火、強姦。

4. 「粗暴犯」とは、凶器準備集合、暴行、傷害、脅迫、恐喝。

5. 「窃盗犯」とは、窃盗、スリ。

6. 「知能犯」とは、詐欺、横領、偽造、とく職、背任。

7. 「認知」とは、犯罪について被害の届出若しくは告訴、告発を受理し、またはその他の端緒によりその発生を確認することをいい、認知件数は、対象期間中に警察が初めて認知した発生事件の件数をいう。(発生地主義)

8. 「検挙」とは、犯罪について被疑者を特定し送致・送付または懲罪処分に必要な捜査を遂げることをいう。「検挙件数」及び「検挙人員」は、事件発生地のいかんにかかわらず実際に検挙した警察署を基準に計上されている。(検挙地主義)

相生警察署調

2 少年刑法犯(犯罪少年・触法少年)(年間)

(単位:人)

種 別	平 成 2 2 年		平 成 2 3 年		平 成 2 4 年		平 成 2 5 年		平 成 2 6 年	
	犯 罪 少 年	触 法 少 年	犯 罪 少 年	触 法 少 年	犯 罪 少 年	触 法 少 年	犯 罪 少 年	触 法 少 年	犯 罪 少 年	触 法 少 年
総 数	60	4	19	2	46	3	15	2	21	－
凶 悪 犯	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
粗 暴 犯	6	－	2	－	5	－	5	－	5	－
窃 盗	38	2	6	2	20	1	9	－	7	－
そ の 他	16	2	11	－	21	2	1	2	9	－

注)・触法少年とは、14歳未満の少年が刑罰法令に触れる行為をすること。

・上郡町を含む。

相生警察署調

3 少年ぐ犯・不良行為補導状況(年間)

(単位:人)

種 別	平 成 2 2 年	平 成 2 3 年	平 成 2 4 年	平 成 2 5 年	平 成 2 6 年
総 数	192	317	161	266	144
飲 酒	2	－	－	5	－
喫 煙	51	120	79	88	70
深夜はいかい	135	193	81	167	65
家 出	－	－	－	1	－
暴 走 行 為	－	－	－	2	－
そ の 他	4	4	1	3	9

注)上郡町を含む。

相生警察署調

4 交通事故件数及び死傷者数(年間)

年 次	交 通 事 故 件 数 (件)			死 傷 者 数 (人)		
	総 数	人 身 事 故	物 損 事 故	総 数	死 者	負 傷 者
平成 22	1,565	319	1,246	368	7	361
23	1,563	316	1,247	376	4	372
24	1,545	279	1,266	351	5	346
25	1,519	280	1,239	346	4	342
26	1,400	247	1,153	307	3	304

注) 上郡町を含む。

相生警察署調

5 不動産及びその他の登記件数(年間)

(単位:件)

年 次	土 地 ・ 建 物		船 舶		財 団 数	商号、未成年者、 後見人および 支配人の登記件数	各 種 法 人 件 数 (会 社 を 含 む)
	件 数	個 数	件 数	個 数			
平成 22	35,623	77,434	2	2	9	2	2,044
23	33,820	77,588	—	—	5	※ 84	※ 51,627
24	36,265	79,516	8	8	—	※ 113	※ 50,899
25	39,467	82,504	1	1	3	※ 115	※ 50,473
26	33,028	76,377	—	—	1	※ 78	※ 50,512

注) ・上郡町のほか赤穂市、たつの市、宍粟市、太子町、佐用町を含む。

・※印は、平成23年6月21日より神戸地方法務局法人登記部門で事務取扱いになったため県全体の数値である。

・平成23年6月20日までの、商号、未成年者、後見人および支配人の登記件数は 0件

各種法人件数(会社を含む)は 986件である。

神戸地方法務局調

6 消防署の設備及び人員(各年度末現在)

(単位:人、台)

年 度	職 員 数 (消防吏員)	消 防 車						その他の自動車			そ の 他
		総 数	梯 子 車	消 防 ポ ン プ 車	消 防 タ ン ク 車	救 急 車	救 助 工 作 車	総 数	指 令 車	広 報 車	小 型 動 力 ポ ン プ
平成 22	38	7	1	1	1	3	1	3	1	2	4
23	38	7	1	1	1	3	1	3	1	2	4
24	39	7	1	1	1	3	1	3	1	2	3
25	40	7	1	1	1	3	1	4	1	3	3
26	40	7	1	1	1	3	1	4	1	3	3

相生消防署調

7 消防団の設備及び人員(各年度末現在)

(単位:団、人、台)

年 度	分 団 数	非 常 備 員 団	自 動 車				小 型 動 力 ポ ン プ
			総 数	小 型 動 力 ポンプ積載車	消 防 ポ ン プ 自 動 車	団防災 活動車	
平成 22	15	519	17	9	7	1	12
23	15	520	17	8	8	1	11
24	15	518	17	7	9	1	10
25	15	518	17	6	10	1	10
26	15	519	17	6	10	1	10

注)・団広報車はH25年度から「団防災活動車」に変更

・平成24年度までは相生消防署調、平成25年度から総務課調による。

市、総務課調

8 消防水利の状況(平成26年度末現在)

(単位:個所)

総 数	消 火 栓		防 火 水 そ う		指 定 水 利	
	公 設	私 設	公 設	私 設	公 設	私 設
823	730	2	87	2	2	—

市、総務課調

9 火災状況（年間）

区 分		平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年
火災発生件数	総 数	13	8	16	9	9
	建 物	7	5	8	4	4
	林 野	—	—	1	1	1
	車 両	1	2	4	—	1
	船 舶	—	—	—	—	1
	そ の 他	5	1	3	4	2
焼損棟数	総 数	7	11	10	7	7
	全 焼	—	4	3	2	3
	半 焼	1	2	—	—	—
	部 分 焼	1	1	3	3	1
	ぼ や	5	4	4	2	3
焼損面積	建 物 (m ²)	32	562	336	75	186
	林 野 (a)	5	1	3	900	6
死傷者	死 者	—	—	3	—	—
	傷 者	—	4	—	1	1
損害額(千円)	総 数	4,452	52,625	29,664	21,594	47,735
	建 物	4,203	49,124	27,122	3,835	4,454
	林 野	—	—	2	17,556	4
	車 両	249	3,501	2,540	—	2,057
	船 舶	—	—	—	—	41,220
	そ の 他	—	—	—	203	—

相生消防署調

10 原因別火災の発生件数(年間)

(単位:件)

区 分		平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年
総 数		13	8	16	9	9
失 火	た ば こ	2	1	—	—	—
	焼 却 火	3	1	3	4	3
	火 遊 び	—	—	—	—	—
	コ ン ロ	—	—	—	1	1
	ス ト ー プ	1	—	1	1	—
	そ の 他	4	3	6	2	3
放火(疑いを含む)		2	—	2	—	—
原 因 不 明		1	3	4	1	2

相生消防署調

11 救急車出動状況(年間)

(単位:件)

	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年
総数	1,287	1,147	1,206	1,218	1,234
火災	－	4	1	1	－
自然災害	－	－	－	－	1
水難	－	－	3	3	2
交通事故	190	149	171	142	157
労働災害	7	9	7	14	16
運動競技	1	4	4	8	6
一般負傷	211	149	164	176	194
加害事故	6	7	4	6	8
自損行為	16	11	13	22	13
急病	759	730	753	760	748
その他の	97	84	86	86	89

相生消防署調